

第5節 林野火災応急対策

関係機関	産業振興室、消防本部、消防団、和泉警察署
------	----------------------

林野における大規模な火災が発生した場合には、市及び関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

第1 組織体制

- 1 現地指揮本部の設置
- 2 現地対策本部の設置
- 3 林野火災対策本部等の設置
- 4 災害対策本部の設置

第2 活動内容

市及び消防本部は、災害状況に応じ次の消火等の応急措置を実施する。

- 1 林野における火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、消防団等関係機関と連携協力して、火災防ぎょ活動を行う。
- 2 隣接市町村等に応援要請を行った場合、市に現地対策本部を設置する。
- 3 火災の規模等が通報基準に達したとき、府に即報を行う。
- 4 火災が拡大し、市単独では十分に対処できないと判断するときは、阪和林野消防相互応援協定に基づく隣接市町村等への応援出動準備の要請を行う。
- 5 応援部隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 6 警戒区域、交通規制区域の指定
- 7 空中消火の要請又は知事への依頼
- 8 消防庁又は知事に対する広域航空消防の応援要請、自衛隊に対する災害派遣要請についての検討
- 9 応援部隊の受入れ準備

第3 防災関係機関等の活動体制

1 和泉警察署

市、その他関係機関との連携を密にし、負傷者等の救助にあたりとともに拡大防止を図るため必要な警戒警備、交通規制等の措置をとる。

2 林業関係事業者

林業関係事業者は、市、消防本部、消防団、和泉警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第4 火災通報等

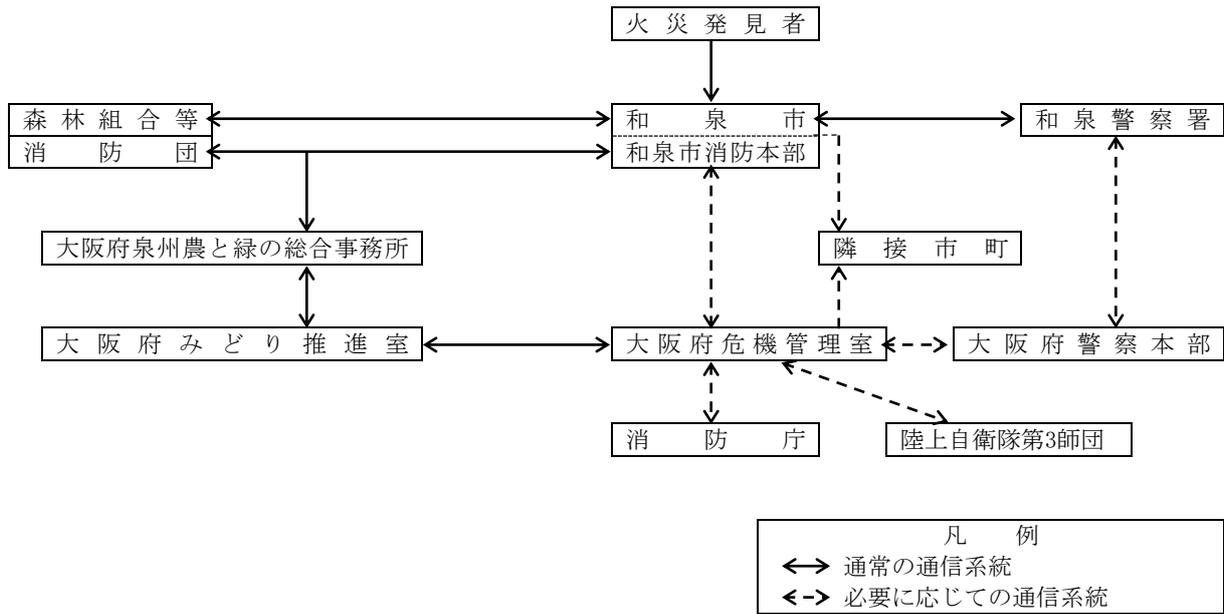
1 通報基準

市は、林野における火災の規模等が以下の通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積5ha以上と推定される場合
- (2) 覚知後3時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 通報連絡体制

林野における火災の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



第5 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

4 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。